

# 景観形成重点地域の概要

## 1. 「長野県景観条例」及び「木島平村自然保護条例」による、木島平村における地域区分別の要届出行為規模

行為の種類			地域区分					
			<<A>>+<<B>> 木島平村全域 高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域 (沿道地域、田園地域、山麓田園地域、山地・高原地域)	<<A>> 宅地等開発地 (右記、自然休養地以外の村内区域)	<<B>> 自然休養地【高社山麓・馬曲・カヤの平】 (※柳久保・池の平・馬曲の集落部はA区分)			
建築物等	建築物 (住宅など)	新築	床面積の合計が20㎡を超えるもの	延べ面積500㎡又は高さ15mを超えるもの (住宅、住宅の付属施設、農林漁業用はものは除く)	延べ面積50㎡又は高さ9mを超えるもの			
		移転						
		用途変更						
	工作物	煙突 鉄柱・木柱類 高架水槽類 遊戯施設類	増築	高さ5mを超えるもの	延べ面積500㎡又は高さ15mを超えるもの	10㎡を超えるもの		
			改築					
		電気供給等施設	外観変更				変更に係る面積が25㎡を超えるもの	(別途、色彩基準による)
		プラント類	外観変更				高さ8mを超えるもの	延べ面積50㎡又は高さ9mを超えるもの
		自動車車庫					築造面積20㎡を超えるもの	
		飼料等貯蔵施設					高さ5m又は表示面積3㎡を超えるもの	
		石油等貯蔵施設 処理施設						
広告塔・広告板類	(木島平村沿道景観維持に関する指導要綱による)	(木島平村沿道景観維持に関する指導要綱による)						
太陽光等自然エネルギー発電設備			事前に、自治会及び近隣関係者に説明会及び同意を得ること、添付書類に同意書、説明会実施報告書を添付すること					
	太陽光発電施設 (土地に自立)	太陽電池モジュールの築造面積の合計が20㎡を超えるもの	高さ5m又は面積500㎡を超えるもの (建築物の屋根又は屋上に設置する事業者は除く)	高さ5m又は面積20㎡を超えるもの (建築物の屋根又は屋上に設置する事業者は除く)				
	上記以外 (土地に自立) 建築物、工作物を準用	建築物、工作物を準用	高さ5m又は面積500㎡を超えるもの (建築物の屋根又は屋上に設置する事業者は除く)	高さ5m又は面積20㎡を超えるもの (建築物の屋根又は屋上に設置する事業者は除く)				
土地の形質変更			面積300㎡又は生じる法面・擁壁の高さ1.5mを超えるもの	面積1,000㎡又は道路等100mを超えるもの (農地開発、土地改良、宅地造成等は除く)	面積300㎡又は道路等30mを超えるもの			
土石類の採取								
屋外における物品の集積又は貯蔵			高さ3m又は集積・貯蔵面積100㎡を超えるもの		(廃棄物や廃車の保管や放置は原則禁止)			
屋外における広告物の表示又は掲出			表示面積3㎡を超えるもの	(木島平村沿道景観維持に関する指導要綱による)	(木島平村沿道景観維持に関する指導要綱による)			
立ち木の伐採 (林業経営を除く)					1,000㎡を超えるもの			
行為の種類			長野県の条例によるもの ”長野県景観条例”に基づき ◎「 <u>大規模行為(景観形成重点地域内行為)届出書</u> 」 (上記に該当する行為をする場合)  ○届出の適用除外となる主な行為 ・非常災害のために必要な応急措置、仮設の建築物等の新築。 ・土地の形質の変更で農林漁業を営むために行うもの。 ・屋外における物品の集積又は貯蔵で、農林漁業を営むために行うもの。集積又は貯蔵の期間が30日を越えて継続しないもの。 ・屋外における広告物の表示又は掲出で、営利を目的としないもの。表示又は掲出の期間が30日を越えて継続しないもの。 ・文化財保護法、屋外広告物条例など法令の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出で行う行為。 (長野県景観規則第7条など)	木島平村の条例等によるもの ”木島平村自然保護条例”に基づき ○「開発行為通知書」(条例第3条2項関係/公共法人事業、長野県自然保護条例の適用、応急処置の場合) ○「開発行為事前協議書」(条例第15条/1団が3,000㎡以上の土地の形質変更をする場合) ◎「 <u>開発行為(変更)許可申請書</u> 」(条例第17(20)条関係/上記に該当する行為をする場合) ○「開発行為着手・完了・中止届出書」(条例第19条関係/開発行為の許可により着工した場合) ○「その他の行為届出書」(条例第23条関係/やむを得ず廃棄物や廃車等を集積・保管する場合)				
条例等に基づく届出区分 (方法) (下線部が主に関係するもの)			屋外広告物の場合は更に ”木島平村沿道景観維持に関する指導要綱”により ◎「 <u>広告物等表示(設置)協議書</u> 」 (要綱第3条関係/協議区間における広告物等を表示又は設置しようとする場合)					

※砂防法、河川法の許可を受けたものは除く (R2.3まで)